

畜産特別資金（大家畜・養豚特別支援資金）の概要

1 目 的	<p>大家畜及び養豚経営は、短期の運転資金や長期の設備投資資金まで多額の資金が必要であり、その資金回収には時間を要するとともに、素畜費、飼料費等の資材費や生産物価格の変動が大きいという特徴を有している。</p> <p>このことから、多額の借入金のために経営を中止せざるを得ない場合や円滑な経営継承がなされなかったものも少なくない。</p> <p>このため、経営改善のための経営及び技術指導と併せて、償還圧力を軽減するための低利資金を融資することにより大家畜及び養豚経営の改善に資する。</p>
2 借換対象	貸付対象者が借り入れた大家畜又は養豚経営に必要な資金のうち償還が困難であるもの
3 資金種類	<p>(1) 経営改善資金 借換対象資金の毎年の約定償還金（元金及び利息）の借換えに要する資金（ローリング方式） （対策期間中に経営改善資金を借入している場合、最終年度に限り残高一括借換えが可能）</p> <p>(2) 経営継承資金 後継者への経営継承を行う場合に、円滑な経営の継承を図るために必要な限度において借換対象資金の残高の借換えに要する資金（一括借換方式） 貸付対象者が借り入れた大家畜又は養豚経営に必要な資金のうち償還が困難であるもの</p>
4 貸付対象	<p>次の要件に該当する者</p> <p>(1) 大家畜又は養豚経営を今後とも長期に継続するとともに、経営の改善に積極的に取り組む意欲と能力を有すること</p> <p>(2) 借入れを希望する年度を含む直近の年度において、約定償還金の一部の返済が可能であること</p> <p>(3) 現に大家畜又は養豚経営に従事しており、将来的にも従事する見込みがあると認められること。 （経営の継続性を判断するため、年齢、後継者の有無等を総合的に確認、検討します。）</p> <p>(4) 「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」に基づき、年に1回、点検シートにより点検を行うことが可能であること。又は、GAPチャレンジシステムと同等以上の水準を実践することが可能であること。</p> <p>(5) 配合飼料価格安定制度加入に関する申告書を融資機関に提出すること</p> <p>(6) 法人にあっては、ア 農事組合法人、イ 農業者等が社員の過半を占める持ち分会社、ウ 農業者等が株主であって、株主総数が50人以下の株式会社等</p> <p>(7) 乳用牛、肉用牛又は豚の飼養規模が別に定める頭数以上であること</p> <p>(8) 経営継承資金は、上記要件に加え、農業を営む個人（1戸法人を含む）であり、現に大家畜又は養豚経営に従事しているおおよね40歳以下の後継者が借入を希望する年度以降において当該経営の主たる従事者となることが認められること</p>
5 融資機関	農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、知事が指定した銀行、信用金庫及び信用協同組合
6 貸付条件	<p>(1) 貸付期間 平成30年度から令和4年度までの5年間 貸付月 年2回（5、11月）※令和2年度は、6月以降毎月</p> <p>(2) 貸付限度額 知事等が承認した経営改善計画に定める借入計画額</p> <p>(3) 償還期間</p> <p>① 経営改善資金 大家畜 一般：15年以内（据置3年以内）、特認及び残高借換：25年以内（据置5年以内） 養豚 一般：7年以内（据置3年以内）、特認及び残高借換：15年以内（据置5年以内）</p> <p>② 経営継承資金 大家畜25年以内（据置5年以内）、養豚15年以内（据置5年以内）</p> <p>(4) 貸付利率 貸付時に農畜産業振興機構理事長が定める利率</p> <p>(5) 利子補給期間 県、市町村は10年以内、中央畜産会は償還期間内 11年目以降は、県、市町村負担分は融資機関が負担</p> <p>(6) 貸付利率及び利子補給率 最新の貸付利率及び利子補給率については、県のホームページ内の「農業制度資金金利一覧表」をご確認ください。</p>
7 原 資	民間金融機関資金
8 関係要項	<p>畜産特別支援資金融通事業実施要綱（独立行政法人 農畜産業振興機構）</p> <p>畜産特別資金融通事業実施要領（社団法人 中央畜産会）</p> <p>熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領</p>